

## 第10回バイオビジネスコンペ JAPAN 応募要項

### I. 応募資格と対象分野

#### 1. 応募資格

以下の全てに該当する個人・法人

- (1) 応募分野に該当するビジネスシーズを基にしたビジネスプランを持つもの
- (2) 当コンペを通じて飛躍的な成長が期待できるビジネスプランを持つもの

- ※ 当コンペにおけるビジネスシーズとは、科学的根拠の明確な研究成果に基づく技術シーズを指します。
- ※ 当コンペにおけるビジネスプランとは、ビジネスシーズを基にした「企業への技術移転」、「バイオベンチャーの起業、経営」等のビジネスプランを指します。

#### 2. 応募の条件

- (1) 原則として、バイオベンチャーからの応募は、上場基準期以前の段階を条件とします。
- (2) 海外からの応募は、日本国内での研究開発活動を伴う企業体の起業を条件とします。

#### 3. 対象分野

次のバイオ関連分野いずれかのビジネスシーズを基にしたビジネスプランを募集します。

- ・バイオメディカル（医薬品、医療機器、医療分析機器・システム、再生医療など）
- ・バイオサイエンス（遺伝子、たんぱく質、バイオインフォマティクスなど）
- ・アグリバイオ（微生物、遺伝子組換え作物、機能性食品など）
- ・ナノバイオ（バイオチップ、DDS、生体適合材料関連、医療用マイクロマシン関連など）
- ・環境バイオ（バイオプロセスを用いた物質生産、バイオテクノロジーを活用した環境対応など）

- ※ 機能性食品とは、健康維持・病気予防に役立つ機能性成分が添加された加工食品、加工食品素材で、かつ科学的根拠の明確なものを指します。科学的根拠が不明確でありながら健康に良いと想定される食品は、健康食品として当コンペの対象外とさせていただきます。
- ※ 環境バイオ分野では、バイオリファイナリー（バイオマス由来の糖を原料とする、化学品エネルギー生産）、環境汚染のモニタリングや浄化、環境負荷の少ない物質生産、資源再利用、CO<sub>2</sub>対策などの技術の活用を想定しています。

## II. 選考、審査基準

### 1. 書類選考会・二次選考会

- (1) 選考は、「技術評価」、「権利化評価」、「応用化評価」、「成長性評価」の4つの評価項目と、①新規性・独創性、②科学性、③技術の権利化、④パートナーリング、⑤市場性、⑥成長性・将来性の6つの評価軸で行います。
- (2) 選考は、学術研究機関及び産業界の専門家を中心とした選考委員が行います。
- (3) 選考は、選考委員が採点する点数（それぞれ持ち点30点）の総合計の相対評価により行います。ただし、応募者と利害関係のある選考委員は、その応募者のビジネスプランの採点を行わず、人数補正により総合計を算出します。

### 2. 本選(審査)会

- (1) 審査は、「技術評価」、「権利化評価」、「応用化評価」、「成長性評価」の4つの評価項目で行います。
- (2) 審査は、学術研究機関及び産業界の専門家を中心とした審査委員が行います。
- (3) 審査は、審査委員の投票により行います。

### 3. ビジネスプラン企画書との相関性

選考、審査の評価項目（評価軸）と、応募者から提出されたビジネスプラン企画書の相関性は次の表のとおりです。

評価項目	ビジネスプラン企画書	評価軸(配点)
技術評価	ビジネスプランページ①	新規性・独創性(5点)
		科学性(5点)
権利化評価	ビジネスプランページ②	技術の権利化(5点)
応用化評価	ビジネスプランページ③	パートナーリング(5点)
		市場性(5点)
成長性評価	ビジネスプランページ④	成長性・将来性(5点)

### 4. その他

当コンペを通じての飛躍的な成長が期待できないと選考委員が判断したビジネスプランは「卒業案件」と定義し、選考対象外とさせていただきます。

具体的には、大企業の単なる新規事業展開プランや、既に研究開発段階を終え商品化されたものの販売プランなどが挙げられます。

### Ⅲ. 選考の流れ

本コンペの受賞者は、「書類選考会」、「二次選考会」、「審査会」を経て決定します。

#### 1. 書類選考会（平成 21 年 11 月 24 日 開催予定）

- (1) 応募者全てを対象に行います。
- (2) ビジネスプラン企画書を基に、10 名程度の書類選考通過者を選考します。
- (3) 書類選考の結果は、応募者全てに郵送で通知します。

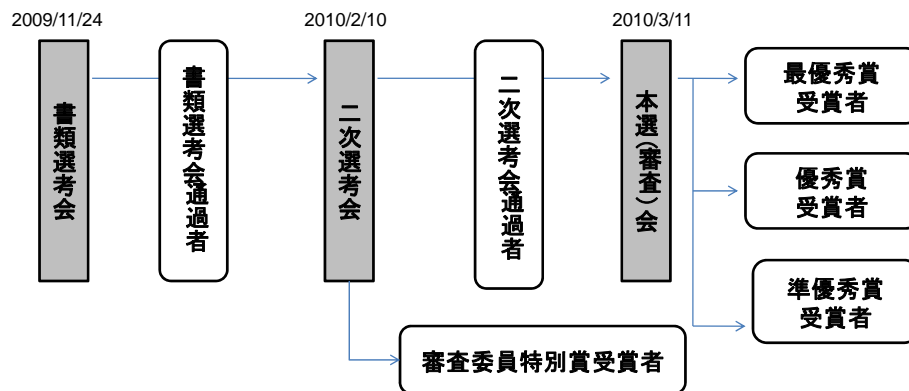
#### 2. 二次選考会（平成 22 年 2 月 10 日 開催予定）

- (1) 書類選考通過者を対象に行います。
- (2) 「ビジネスプラン企画書」、「プレゼンテーション」、「質疑応答」を基に、二次選考通過者(4~5 名程度)、審査委員特別賞受賞者、バイオ先端知賞受賞者を選考します。
- (3) 二次選考の結果は、当日の選考会場で発表します。

#### 3. 本選(審査)会（平成 22 年 3 月 11 日 開催予定）※日程が変更になりました。

- (1) 二次選考通過者を対象に行います。
- (2) 「ビジネスプラン企画書」、「プレゼンテーション」、「質疑応答」を基に審査を行い、最優秀賞、優秀賞などの受賞者を決定します。
- (3) 審査会の結果は、当日の審査会場で発表します。

#### 4. スケジュール



※書類選考会通過者の中から  
「バイオ先端知賞受賞者」が選ばれます。

## IV. ビジネスプラン企画書の作成にあたって

### 1. 秘密の保持

ビジネスプラン企画書のうち、「3. 基本情報」「4. ビジネスプランページ①」「5. ビジネスプランページ②」「6. ビジネスプランページ③」「7. ビジネスプランページ④」「8. 事業化に関する情報、その他」に関しては、選考委員、審査委員もしくは共催、後援団体に所属する者で実行委員会と秘密保持の覚書を結んだ者以外への秘密を保持します。ただし、「1. 基本情報」「2. ビジネスプラン概要」については、この限りではありません。

### 2. 知的財産の保護

- (1) 知的財産権の保護については、覚書を熟読のうえ、応募者自身の責任において十分に注意のうえビジネスプラン企画書を作成してください。
- (2) 二次選考会や本選(審査)会におけるプレゼンテーション(発表)の内容は、協賛企業や一般に公開されることを前提に、応募者自身の判断、責任において決定してください。

### 3. ビジネスプラン企画書作成のポイント

ビジネスプラン企画書の記入に際しては、特に以下の点を明確にしてください。

- (1) 既存の技術・競合する商品に対しての新規性や優位性
- (2) 特許等の知的財産の関係事項(所有者や権利比率、実施権など)
- (3) 科学性(科学的根拠)、実証データの有効性
- (4) 共同研究や事業化の進捗状況(起業や技術移転の際の制約条件を含む)
- (5) 起業や技術移転までに要する資金量の目安
- (6) 想定しているマーケットの規模・状況など

### 4. その他

ビジネスプラン企画書は、指定されたページ数で収まるよう作成してください。添付資料は、選考の対象書類となりませんので予めご了解ください。

## V. 応募方法

### 1. 応募期間

平成 21 年 9 月 4 日（金）～ 11 月 4 日（水）まで

### 2. 提出書類

次の 2 つの書類をバイオビジネスコンペ JAPAN 実行委員会事務局（以下、「事務局」）あてに提出してください。

- (1) ビジネスプラン企画書
- (2) 覚書

※ 様式は、ホームページ「<http://www.biocompe.jp/oubo/index.html>」からダウンロードできます。

### 3. 提出方法

提出方法は、それぞれ次のとおりです。

#### (1) ビジネスプラン企画書

- ・E-mail、FAX、郵送のいずれかの方法で提出してください。
  - ・E-mailの場合は、電子ファイルを ([info@biocompe.jp](mailto:info@biocompe.jp)) へ送信してください。
  - ・郵送又は FAX の場合は、【11 月 4 日（水）】に必着となるよう留意し、事務局あてお送りください。
- ⇒ E-mail の送信におけるデータ容量は、5 MB 以内をお願いします。

#### (2) 覚書

- ・署名又は、記名押印した覚書の原紙を、郵送にて事務局あてにお送りください。

## ☆お問い合わせ・応募書類提出先

バイオビジネスコンペJAPAN実行委員会 事務局 （国際文化公園都市株式会社 企画部内）

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-2-22 NSビル 8 階 （応募の郵送先）

Tel : 06-6920-3760 Fax : 06-6920-3766

e-mail : [info@biocompe.jp](mailto:info@biocompe.jp) （応募の送信先）

## VI. 注意事項

### 1. 応募者情報の利用

応募者の個人情報、バイオビジネスコンペ J A P A N 実行委員会を構成する団体が、情報の提供、各種案内の配信などの目的で利用する場合がありますので予めご了解ください。

### 2. 受賞（表彰）について

受賞者数は、選考、審査の状況により変動します。

### 3. 表彰について

- (1) 本コンペは、応募された企画書の内容を選考、審査のうえ褒章を行うものであり、賞金は応募者に賦与されるものとします。企画書の内容に関与する発明者間や出資者間の権利調整は、応募者の責任において処理願います。
- (2) 賞金の使途についての制限はありません。

### 4. 応募について

- (1) 「応募の有無、応募者の氏名、所属、連絡先」に関しては、事務局が応募者の所属する団体、共催団体、後援団体等に公表する場合がありますので、予めご了解願います。
- (2) 本コンペにおける応募・発表に際し、応募の事実とその内容について、関係者間（応募者の所属元、出資元、共同研究相手先等）でトラブルが無いよう、各応募者の責任において必要な対策（事前の了解を得ておくなど）を講じてください。

### 5. 応募書類の提出

E-mail の送信に伴うデータの漏洩等のトラブルについては責任を負いかねますので、ご了承願います。